

独占禁止懇話会第208回会合議事概要について

平成29年12月6日
公正取引委員会

- 1 日時 平成29年11月22日（水）10時00分～12時00分
- 2 場所 公正取引委員会大会議室
- 3 議題
 - 独占禁止法施行70周年に当たって
 - 平成28年度における主要な企業結合事例
 - 液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書
- 4 議事概要
 - 各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課 電話 03-3581-5476（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp/

（「○」は会員の発言，「→」は公正取引委員会の応答）

1 独占禁止法施行 70 周年に当たって

- 過去を振り返ることは重要だが、未来志向で競争政策に取り組むことも重要である。歴史の古さは良いことばかりではない。新興国では国際標準の競争法が整備されている状況にあるため、公正取引委員会も過去のしがらみを断ち切り、国際標準の制度を整備することが重要である。
- 公正取引委員会としては、経済実態に適応した政策を実行していきたいと考えている。公正かつ自由な競争環境を整え、消費者の選択肢を増やすことが国民の利益につながる。競争法はそのためのツールであり、経済状況を踏まえ、国際水準の制度を整備していきたいと考えている。現在、その一環として、課徴金制度の見直しについて検討を行っているところである。

- 公正で自由な競争環境を整え、市場メカニズムを機能させることは企業・国民にとって重要なことである。公正取引委員会の過去の取組を評価するが、更なる取組をお願いしたい。優越的地位にある企業からの不当な要求や、大企業のカルテルによって商品の価格が不当に吊り上げられ、中小企業が高い価格で商品を買わざるを得ないなどの問題がある。取締りの強化のほか、違反行為の未然防止にも取り組んでいただきたい。

- 課徴金制度の見直しに係るパブリックコメントの際、公正取引委員会に意見書を提出し、中小企業算定率の維持等を求めたところである。調査協カインセンティブを高める制度については、分かりやすい指針、運用基準を作成してもらいたい。中小企業は、談合・カルテルの被害を受ける場合が多いので、中小企業が納得できるような透明性のある制度設計にしていきたい。

- デジタル化等、経済実態の変化のスピードの速さをどうみているのか。
- 急速に変化する経済社会の実態に合わせた競争政策のあり方を考えることは重要であり、そのため、本年6月に「データと競争政策に関する検討会」報告書を競争政策研究センターから公表したところである。

- グローバル化への対応につき、企業は新興国においてビジネスを行うに当たり、新興国の競争政策に対応する必要がある。競争法に関して、新興国への技術指導のほか、二国間協定など、他の競争当局との連携強化を図る必要があると思われるが、この点についてどのように考えているのか。
また、デジタル化等の競争上の問題に対応できる人材が必要ではないかと思われ

るが、人材の育成についてどのような取組を行っているのか。

→ ASEAN諸国においては、競争法の制定が検討されるなど、徐々に競争環境が整備されつつある。ASEAN諸国とは、トップ会合を行うなどして、アジア全体で競争法をどのように適用していくかについて議論を行っている。また、キャパシティビルディングの観点から、新興国に対し、競争法に関する技術支援も行っている。

人材育成については、各種研修を実施し、知識の習得に努めているほか、エコノミスト等の専門知識を有する人材を採用するなどしているところである。

○ 今後の競争政策における課題は中国である。中国においては、「メイド・イン・チャイナ2025」という製造業についての包括的な産業政策が打ち出されており、この政策に沿った競争法の執行に対し、国際社会から懸念が示されている。公正取引委員会においては、他国の競争当局に対し、問題提起を行っていくようリーダーシップを採っていただきたい。

→ 公正取引委員会は、ICN、OECD等の国際会議等を通じて国際標準のルール作りに参画しており、今後は、中国当局とも国際的な枠組みの中で意見交換を行っていききたい。

2 平成28年度における主要な企業結合事例

○ 企業結合審査において、事業再編により削減されるコストについて検証は行われているのか。

→ 企業結合審査においては、事業再編により効率性がどの程度達成されるのかという点を考慮する場合があるが、将来予測であるため、これを正確に把握することは難しい。事業再編によりどの程度効率性が高まるのかについて、最も理解しているのは当事会社自身である。そのため、効率性についての当事会社の主張を聞いた上で、その妥当性や企業結合によらなければ達成できないものかなどを考慮して判断することとなる。

○ アボットグループとSJMグループの統合について、国が診療報酬を定めているため、この統合が実行されたとしても商品価格が上がることについて懸念する必要はなかったのではないか。

→ 需要者にとっては、価格だけでなく、品質も重要であるため、企業結合審査においては、品質の競争が制限されることとなるか否かについての検討も必要である。

○ 当事会社が事業再編により顧客に利益を還元すると主張する場合にはその内容を考慮するのか。

- 当事会社の主張の妥当性を検証し、事業再編により顧客等に利益が生じることが見込まれるのであれば、その内容を考慮した上で、判断することとなる。
- 現在審査中の事案である地方銀行の企業結合など、過剰供給状態にある分野については事業再編を進めるべきではないか。例えば、地方銀行が企業結合により寡占状態になり、貸出金利を引き上げた場合には、メガバンク等が低い貸出金利で参入するはずである。この点において、借り手側への調査などを公正取引委員会が行っていると思われるが、この調査の客観性についてはどのように考えているのか。
- 例えば、金融機関の事業再編においては、融資を受ける需要者側にアンケート調査やヒアリングを行うほか、競争業者の金融機関からもヒアリングを行うなどして、多角的に企業結合審査の客観性を確保している。
- 企業が事業を継続するためには、事業再編以外の選択肢がない場合、公正取引委員会は、その企業が淘汰された方がよいと考えているのか。
- 公正取引委員会としては、事業再編自体を否定しているわけではなく、数ある事業再編の方法のうち需要者の選択肢を著しく狭めるような再編は好ましくないと考えている。
- 問題解消措置の有効性について疑問がある。以前は、公正取引委員会において問題解消措置の事後検証がなされていたと思われるが、現在においてもこれを行っているのか。
- 事後検証の必要性は認識しており、対外的に公表していない場合も含め、内部で検証を行っている。今後も可能な限り、問題解消措置の事後検証を行っていきたい。
- 個別案件については答えられないかと思うが、可能な範囲で、長崎県の銀行の統合について、現在の審査の状況を教えていただきたい。統合の無期延期により、地域は疲弊している。貸出の県内シェアのみにこだわるのではなく、地域の利益についても考慮すべきではないか。
- 当事会社に対し、審査に必要な報告等の要請を行い、現在、当事会社からの報告等を待っている状況である。当事会社から報告があれば90日以内に審査を行うこととなるが、当事会社が報告等を行っていないため、時計の針が進んでいないものであり、公正取引委員会が審査を止めているものではない。

公正取引委員会としては、県内シェアを絶対的な指針としているものではなく、実態を見た上で、競争が行われている範囲を判断している。
- 金融業界においては、フィンテック等、テクノロジーの技術革新が行われている。

企業結合審査を行うに当たっては、貸出金のシェアのみをもって判断するのではなく、金融サービスに係る事業を整理した上で、多角的に判断する必要があるのではないか。ただし、その際にも、競争法の目的である需要者の保護をないがしろにしてはならないと思われる。

3 液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書

- 報告書の内容が複雑であるため、一見すると、公正取引委員会が液化天然ガスの売主に対してどのような内容を求めているのかを読み取ることは難しい。報告書の公表後、公正取引委員会はどのような活動を行っていくことを予定しているのか。
- 報告書については、先日開催されたLNG産消会議等でも周知を行ったところである。液化天然ガスの売主の多くは海外事業者という事情もあるため、引き続き、積極的に国内外の事業者に対して周知してまいりたい。

- 中小企業にとっては、安価なエネルギーが安定して供給されることが重要である。引き続き、積極的な対応をお願いしたい。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局)